

○所得要件の特例措置について

	通常	特例 1
要件の内容	申請者及びその配偶者の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満であること	申請者及びその配偶者の令和元年の所得（令和2年4月及び同年5月の申請については、平成30年の所得）の合計額が730万円以上であり、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により申請者及びその配偶者の令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みであること
判定する所得の年	令和元年分所得	令和2年分所得（推計額）
所得の判定方法	夫婦両方の令和元年分所得を合算	夫婦両方の令和2年分所得（推計額）を合算  計算式：「令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1か月の給与×12」＋「賞与等の推計額」  ※個人事業主等の場合も、給与所得者に準じた取扱いとなります。 ※事業所得の場合は、総収入金額から必要経費を差し引いた金額となります。 ※事業所得の場合で、収入や必要経費が複数月にまたがるものである場合は、適宜その月数で按分し、1か月分を算出して判定します。
必要書類（共通）	令和2年度課税証明書等	令和2年度課税証明書等
必要書類 （給与所得者の場合）		下記①,②それぞれに該当する書類を合わせて提出する必要があります。 ①1か月分の給与額が確認できるもので以下のいずれかの書類 ・会社作成の給与見込 ・令和2年2月から申請日の属する月までの任意の1か月の給与明細 ②賞与等が確認できるもので以下のいずれかの書類 ・賞与等の明細 ・勤務する会社等が定める賃金規定・賞与等の支給方針等
必要書類 （個人事業主等の場合）		以下の書類を提出する必要があります。 ・令和2年から申請日の属する月までの任意の1か月の売上台帳等 （事業収入と必要経費の両方の額が確認できる書類） ※収入や必要経費が複数月にまたがる場合は、複数月分の売上台帳等を御提出ください。
その他の書類 （該当がある場合）		以下のいずれかの書類があれば、合わせて提出する必要があります。 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通知書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があったもの等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書など ・給与所得、事業所得以外の所得（不動産所得、雑所得、山林所得など）がある場合は、その所得額がわかる書類